

はだのスポーツビレッジの整備に向けた協定

秦野市（以下「甲」という。）並びに特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブ及び湘南造園株式会社（以下「乙」という。）は、渋沢丘陵一帯の魅力を引き出し、地域活性化につなげていくため、渋沢丘陵に甲の公共施設として（仮称）はだのスポーツビレッジ（以下「ビレッジ」という。）を設置することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、令和5年11月28日に甲及び乙で締結した「「はだのスポーツビレッジ」の整備に向けた基本合意」に基づき、ビレッジの整備に向けた事業内容等について定めるものとする。

2 事業の推進に当たっては、甲が令和5年11月28日に策定した「はだのスポーツビレッジ構想」（以下「構想」という。）に基づき、甲及び乙が相互協力して取組を進めるものとする。

（ビレッジの整備等）

第2条 乙は、甲に対して、負担付きの寄附の申込みを行い、甲による秦野市議会（以下「市議会」という。）の議決を得ることを条件とし、甲が指定する土地（秦野市平沢字入窪2383番2の一部ほか7筆）にビレッジを整備する。

2 甲は、乙によるビレッジの整備に伴い必要となる周辺環境整備に最大限努力する。

3 甲は、市議会の議決を得ることを条件とし、ビレッジを地方自治法（以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設として条例により設置する。

（整備に関する留意事項）

第3条 甲は、負担付き寄附の受領に係る議決を得た後、速やかに、乙に対し、前条第1項の規定による整備の依頼を行い、乙はこれを受け、工事を施工するものとする。

2 乙は、ビレッジが公の施設となることを十分に認識し、甲の同意を得たうえで公共性に配慮した整備を行う。

3 乙は、ビレッジの整備に当たり、建築基準法、消防法等の関係法令の規定

及び次の関係書類等で求める仕様及び水準を遵守し、実施しなければならない。ただし、本事業の性質上当てはまらない内容については、この限りではない。

- (1) 秦野市工事共通仕様書
- (2) 秦野市工事契約約款
- (3) 秦野市委託契約約款
(ビレッジの名称)

第4条 施設の名称は、「はだのスポーツビレッジ」とする。

- 2 甲は、前項の名称を市議会の議決を得ることを条件とし、第2条第3項の規定に基づき、条例により定める。
(ビレッジの基本的機能)

第5条 ビレッジの基本的機能は、構想に定める次の事項とする。

- (1) 市民がスポーツを楽しめる場を提供すること。
- (2) 民間が持つノウハウを活用したスポーツプログラムや教室事業を展開すること。
- (3) 大会の開催や、サイクルスポーツ及びスポーツツーリズムの拠点とすること。
- (4) 地域活性化やにぎわいの拠点とすること。
(ビレッジの管理運営等)

第6条 甲は、甲乙協議のうえ、乙が指名する者を、市議会の議決を得ることを条件とし、法第244条の2第3項に規定する指定管理者として、期間を定めて指定する。
(補助金等の活用)

第7条 甲は、ビレッジの整備等に当たり、国、県等の補助金や企業版ふるさと納税制度の活用について協力する。
(周辺自治会との連携)

第8条 乙は、ビレッジの整備に当たり、地元自治会と連携を図るとともに、災害時対策に配慮するものとする。
(利用料金)

第9条 甲は、市議会の議決を得ることを条件とし、法第244条の2第8項の規定によりビレッジの利用料金をその指定管理者の収入として収受させる。
(施設に関する修繕)

第10条 ビレッジの供用開始後、施設の維持管理における修繕の必要が生じ

た場合は、大規模な修繕については甲の負担を原則とする。

2 甲が負担する経費については、予算の範囲内で行う。

(ビレッジの供用開始時期)

第11条 甲及び乙は、ビレッジの供用開始時期について、令和8年度中を目途に努力する。

(渋沢丘陵一帯の活性化)

第12条 甲及び乙は、渋沢丘陵一帯の活性化に向けた広域・公民連携について、協力して継続的に取り組むものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年2月13日

甲 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市長 高橋 昌和

乙 神奈川県平塚市中堂18番8号 E棟3階

特定非営利活動法人

湘南ベルマーレスポーツクラブ

理事長 雲出 哲也

神奈川県平塚市万田2丁目10番17号

湘南造園株式会社

代表取締役社長 眞壁 潔